

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

登録確認機関における事前確認に係る当所の対応について

●事業実態の把握・継続的な関係性の観点から、**当商工会議所の会員事業所のみ**とさせていただきます。

注意！！

平塚商工会議所（登録確認機関）は申請者が給付対象であるかの判断は行いません。事務局の定めた書類の有無や宣誓内容等の形式的な確認を行います。事前確認の完了をもって給付対象となるわけではないことを予めご承知置き下さい。

☆まずはご自身が申請対象かを以下のサイトにて要綱を読み確認して下さい☆

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

事前確認の手続きについて

◎一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認：不要

申請方法：マイページより申請を行ってください。

☆一時支援金または月次支援金申請の申請 ID をお持ちの方は、その申請 ID で事業復活支援金の申請 ID として使用可能です。

◎ 事業復活支援金から初めて申請される方

事前確認：必要

申請方法：下記の手順に沿って事前確認を行います（電話確認）

①支援金 HP より申請 ID を取得してください <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

②「[事業復活支援金申請時事前確認チェックシート（平塚商工会議所）](#)」の内容を全て確認・必要事項のご記入をお願いします。（PDF形式）

③チェックシートをお手元にご用意の上 ☎0463-22-2511 までご連絡ください。
（平日9～16時 ※12～13時を除く）

④電話にて必要事項をお伺いし、当所で必要な手続きを行い、改めて折り返しご連絡致します。

☆電子申請が難しい場合（スマートフォン、PC等あれば）申請のお手伝いをさせていただきます。別途ご相談ください。

注意：当所で事前確認を終了後は、必ずご自身でマイページより申請手続きを完了させてください。（当所での事前確認終了時は申請の途中です！！）

制度について…

対象になるかについて…

書類が揃わない等…



お問合せ先：事業復活支援金事務局 相談窓口

0120-789-140

予約・お問合せ先…平塚商工会議所 経営支援課 ☎0463-22-2511

2022年1月25日 作成